

廃棄物処理法施行令等の一部が改正されました。

平成14年2月1日から廃棄物処理法施行令等の一部改正が施行されましたが、これらのうちの一部を紹介します。

1. コンクリート系産業廃棄物の区分について

(1) 令第2条第7号として扱われるもの

改正前「ガラスくず及び陶磁器くず」

改正後「ガラスくず、コンクリートくず

(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず」となりました。

ここでいうコンクリートは、製品の製造過程で生じるものでコンクリートブロックのくず等のほか、製造過程で生じるモルタル系およびアスファルト・コンクリート系の廃棄物も含まれます。

(2) 次のコンクリート廃棄物は令第2条第9号に規定される産業廃棄物ですからお間違えのない様にして下さい。

- ・ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- ・ 工作物の新築、改築工事等に当って、工事に使用するアスファルトやコンクリートの強度試験等を工事現場で実施した際に廃棄物となったもの
- ・ コンクリート製品のうち工事現場で余分となって不要となったり、現場に搬送途中に破損等で工事現場において廃棄物となったもの
- ・ 工事に使用するコンクリート製品(テトラポット等の消波ブロック等)を工事現場で事業者が自ら製造するなどした際に生じるコンクリート系の廃棄物

2. 廃棄物処理委託契約書の5年間の保存が義務付けられました

- ・ 契約終了後に違反の有無を確認する為に、マニフェスト同様契約書自体を保存させておく必要があることから、「契約書及びこれに添付される書面を契約の終了後から5年間保存することが必要となりました。」契約期間の自動更新条項がある契約は、契約が解除された時点から5年間です。